

令和7年度加美町農業委員会
第6回定例総会議事録

令和7年9月25日（木）

加美町小野田支所 2階会議室

加美町農業委員会

令和7年度第6回定例総会 議事録

- 1 開催日時 令和7年9月25日(木) 午前9時01分～午前9時32分
- 2 開催場所 加美町小野田支所 2階会議室
- 3 出席委員 (農業委員15名 / 農地利用最適化推進委員5名)

会 長	16番	板 垣 文 一
会長職務代理者	15番	杉 村 昭 宏
農 業 委 員	1番	三 浦 良 人
〃	2番	畠 山 智 史
〃	3番	坂 上 昌 哉
〃	4番	菅 野 守
〃	5番	佐 藤 健 喜
〃	6番	鈴 木 英 明
〃	7番	小 山 京 子
〃	8番	山 本 成
〃	9番	高 橋 秀 生
〃	10番	青 砥 美 恵 子
〃	11番	猪 股 弘
〃	12番	中 村 貴 美 子
〃	13番	澁 谷 涼 子
農地利用最適化推進委員		高 橋 勤
〃		尾 形 明
〃		長 沼 一 弥
〃		佐 藤 繁
〃		今 野 真 優

4 議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名	
日程第2	会期の決定	
日程第3	会議書記の指名	
日程第4	報告第11号	農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第5	報告第12号	農地転用許可後の工事完了報告について
日程第6	議案第12号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第7	議案第13号	農地法第5条の規定による許可申請について
日程第8	議案第14号	農用地利用集積等促進計画(案)について

5 説明のため出席した職員

農業委員会事務局長（書記）	佐藤 登志子
農業委員会事務局次長兼農政係長	佐藤 美智子
農業委員会事務局主幹兼農地係長	畠山 明大

6 議事の経過及び結果

次のとおり。

第6回定例総会 議事の経過及び結果

〈午前9時01分 開会〉

*事務局（佐藤登志子事務局長） それでは定刻でございますので、只今より令和7年度 加美町農業委員会 第6回定例総会を開催いたします。

はじめに、会長からご挨拶をお願いいたします。

〔 会長挨拶 〕

*事務局（佐藤登志子事務局長） それでは、農業委員会 会議規則第4条の規定により、会長が議長となりまして、議事を進行していただきます。会長よろしく申し上げます。

*議長（板垣文一会長） ただいまの出席委員は農業委員15名、農地利用最適化推進委員5名です。定例総会の定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 議事録署名委員の指名

*議長（板垣文一会長） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は、13番 澁谷涼子委員、15番 杉村昭宏委員をお願いいたします。

日程第2 会期の決定

*議長（板垣文一会長） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。
お諮りいたします。本定例総会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 会議書記の指名

*議長（板垣文一会長） 日程第3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、事務局長 佐藤登志子さんを指名いたします。なお、本定例総会の事務従事者として事務局長以下の関係職員を任命します。

それでは、議案の審議に入ります。

日程第4 報告第11号 農地法第18条第6項の規定による通知について

*議長（板垣文一会長） 日程第4、報告第11号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より報告いたします。

*事務局（畠山明大係長） 報告第11号 農地法第18条第6項の規定による通知について。このことについて、別紙のとおり通知があったので報告いたします。
令和7年9月25日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。
今月の農地法第18条第6項の規定による通知は3件でございます。

〔 議案書に記載のとおり全3件の合意解約について説明 〕

*議長（板垣文一会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これにて報告第11号を終了いたします。

日程第5 報告第12号 農地転用許可後の工事完了報告について

*議長（板垣文一会長） 日程第5、報告第12号 農地転用許可後の工事完了報告について、事務局より報告いたします。

*事務局（畠山明大係長） 報告第12号 農地転用許可後の工事完了報告について。このことについて、別紙のとおり工事完了報告書の提出があったので報告いたします。
令和7年9月25日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。
今月の農地転用許可後の工事完了報告は1件でございます。

〔 議案書に記載のとおり全1件の工事完了報告について説明 〕

*議長（板垣文一会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これにて報告第12号を終了いたします。

日程第6 議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について

*議長（板垣文一会長） 日程第6、議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より議案の説明をさせます。

*事務局（畠山明大係長） 議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記農地について農地法第3条第1項の規定により許可申請があったので審議されたい。

令和7年9月25日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

今月の農地法第3条の許可申請は30件でございます。

〔 議案書に記載のとおり全30件の許可申請について説明 〕

*議長（板垣文一会長） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明を、申請番号2番について、私、16番 板垣文一が報告します。

*16番（板垣文一委員） 9月20日、譲受人へ電話にて聴き取り調査を行いました。現在譲渡人は病気により会話と身体が不自由なため、以前事務局へお二人で申請に来られた際、内容については同意されているということで確認をしております。申請地は譲受人の所有している農地に挟まれており、これまでは譲受人が借り受けて採草地として利用しておりましたが、譲渡人は今後、耕作も管理もできないということで今回の贈与となりました。現地を調査し、譲受人の機械所有等も確認の結果、地域調和要件に支障のないものと判断しました。以上です。

*議長（板垣文一会長） 次に申請番号3番について2番 畠山智史委員お願いします。

*2番（畠山智史委員） 調査日は9月17日、申請者双方へ連絡を取りました。譲受人は、3年程前からこちらの共有地の一部をお借りして、牧草の生産を行っておりました。現在仙台市にお住まいの譲渡人が、今回の農地の持分売却を希望し、生産者組合の方に相談されていたところ、譲受人が購入を希望されたため売買契約に至ったものです。調査の結果、地域調和要件に支障のないものと判断しました。以上です。

*議長（板垣文一会長） ご苦勞様でした。次に申請番号4番について長沼一弥推進委員お願いします。

*（長沼一弥推進委員） 調査日は9月23日、電話にて聴き取り調査を行いました。以前は他の方がこの田を耕作していましたが、3反歩田の一部になっていたため耕作しづらかったようです。そこで、隣の田を耕作している譲受人に耕作してもらったほうが効率が良いのではないかとということになり相談したところ、譲受人も合意され、今回の売買に至りました。調査の結果、地域調和要件に支障のないものと判

断しました。以上です。

* 議長（板垣文一会長） ご苦労様でした。次に申請番号5番について7番 小山京子委員をお願いします。

* 7番（小山京子委員） 9月22日に譲受人に電話で聴き取り調査を行いました。こちらは令和3年から続いている案件です。譲受人のご主人が父親よりも早くに亡くなられ、義理の姉である譲渡人が譲受人宅の農地を相続しました。それらをご実家に戻すために毎年贈与の手続きを行っているものです。現在は原グリーンさんが耕作を行っているということで、地域調和要件に支障のないものと判断しました。以上です。

* 議長（板垣文一会長） ご苦労様でした。次に申請番号6番について1番 三浦良人委員をお願いします。

* 1番（三浦良人委員） 9月23日、電話にて聴き取り調査を行いました。譲渡人は施設に入所しているため、娘さんに連絡を取っております。譲受人とは、譲渡人が農地の売却を考えていた時に、共通の知人を通して繋がったということでした。現在譲受人は町外にお住まいですが、退職後移住を考えており、それまでは通いで農地を管理するとのことでした。現地も確認した上で、地域調和要件に支障のないものと判断しました。以上です。

* 議長（板垣文一会長） ご苦労様でした。次に申請番号7番から30番について事務局より報告します。

* 事務局（畠山明大係長） 9月16日に、板垣会長、杉村職務代理、長沼推進委員に申請地を確認していただきました。受人は平成28年に設立された農業法人で、主に肉用牛の繁殖と肥育を行っており、登米市で約2千頭の牛を飼育しております。砂坂囲いの農地は約34haございますが、今回譲受人が買受ける農地は、先月と今月合わせ104筆で約25.3haとなります。まとめた3条申請は今月までで、残り8.8haについても全てではございませんが、現在の耕作者が手放すタイミングで随時申請をする予定とのことでした。調査の結果、地域調和要件に支障のないものと判断しました。以上です。

* 議長（板垣文一会長） ご苦労様でした。現地調査の結果並びに補足説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

— 「なし」 の声あり —

* 議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより、議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請についての採決を行います。お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

- * 議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程第7 議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請について

- * 議長（板垣文一会長） 日程第7、議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より議案の説明をさせます。
- * 事務局（畠山明大係長） 議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請について。下記農地を農地以外の目的に供するため農地法第5条第1項の規定により許可申請があったので審議されたい。
令和7年9月25日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。
今月の農地法第5条の許可申請は2件でございます。

申請番号1

申請地は加美町小野田支所の南西約300mに位置し、町役場・支所の概ね300m以内の農地であることから、第3種農地と判断いたしました。

申請番号1

申請地は加美町役場の北約300mに位置し、町役場・支所の概ね300m以内の農地であることから、第3種農地と判断いたしました。

[議案書に記載のとおり以上2件の許可申請について説明]

- * 議長（板垣文一会長） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明を、15番 杉村昭宏委員お願いします。
- * 15番（杉村昭宏委員） 9月16日、板垣会長、長沼推進委員、私、事務局2名で調査して参りました。
申請番号1番につきまして、立会いは行政書士の方です。譲渡人からみて譲受人は孫にあたります。自宅前に200㎡以下の農作業場があり、そちらを解体し使用貸借にて車庫と物置を新築するものです。切土・盛土は行わないため土砂の流出はなく、その他周辺農地への影響もございません。以上のことから許可相当と判断しました。
申請番号2番につきましては、立会いは行政書士の方で、売買による駐車場の設置ということです。申請地は四方を住宅に囲まれている袋地で、申請者の自宅前にある農地です。実際に行ってみると車が転回できないような場所であり、こちらの農地を買い受けて駐車場として利用したいとのことでした。現況は、自宅から見て

50cm程低くなっているため同じ高さまで盛土を行いますが、土留めを設置し土砂の流出を防止します。総合判断により許可相当と判断しました。以上です。

*議長（板垣文一会長） ご苦労様でした。現地調査の結果並びに補足説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請についての採決を行います。お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定しました。

日程第8 議案第14号 農用地利用集積等促進計画(案)について

*議長（板垣文一会長） 日程第8、議案第14号 農用地利用集積等促進計画(案)について、事務局より議案の説明をさせます。

*事務局（畠山明大係長） 議案第14号 農用地利用集積等促進計画(案)について。このことについて、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により意見を求められたので審議されたい。

令和7年9月25日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

今月の農用地利用集積等促進計画(案)は、賃貸借70件でございます。

[議案書に記載のとおり全70件の促進計画について説明]

*議長（板垣文一会長） 議案の説明が終わりました。審議に入る前に議案第14号につきましては、委員が当事者である事案があります。農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、当事者は議案の審議に参加することができません。今回の審議全件について参加できない委員は、2番 畠山智史委員です。

畠山智史委員は、審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

〈委員退室 午前9時28分〉

*議長（板垣文一会長） これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「はい」の声あり—

*議長（板垣文一会長） はい、11番 猪股委員。

*11番（猪股弘委員） 事務局から説明はあったのですが、促進計画について、各委員・推進委員が案件を相談された時に、大まかな内容や手続きを説明できるような文書があれば良いなと思いました。

*議長（板垣文一会長） では事務局。

*事務局（佐藤登志子事務局長） 来月から毎月、促進計画の案件が出てきます。次回の定例総会前に皆様に資料をお配りしたいと思います

*議長（板垣文一会長） 他に質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより議案第14号 農用地利用集積等促進計画(案)についての採決を行います。お諮りします。本件は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって、議案第14号 農用地利用集積等促進計画(案)については、原案のとおり農地中間管理機構に許可相当である旨の意見書を提出いたします。それでは、畠山智史委員の入室を許可します。

〈委員入室 午前9時31分〉

*議長（板垣文一会長） 以上をもちまして、本日の案件はすべて議了いたしました。これで令和7年度加美町農業委員会 第6回定例総会を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

〈午前9時32分 閉会〉

この議事録は、事務局長 佐藤登志子が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、署名押印する。

令和7年9月25日

議 長 板 垣 文 一

署名委員 澁 谷 涼 子

署名委員 杉 村 昭 宏